

改正

令和6年9月27日門真市条例第29号

令和7年6月25日門真市条例第20号

令和7年6月25日門真市条例第24号

門真市立図書館条例

門真市立図書館条例（昭和51年門真市条例第34号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置等）

第2条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、門真市立図書館（以下「図書館」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
門真市立北島図書館	門真市大字北島546番地
門真市立古川橋図書館	門真市幸福町11番50号
備考 門真市立北島図書館の参考資料室（以下「参考資料室」という。）については、門真市新橋町3番4-101号に設置する。	

2 門真市立北島図書館は、中央館として図書館を統括する。

一部改正〔令和6年門真市条例29号・7年24号〕

（事業）

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）法第3条各号に掲げる事業
- （2）前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業

（職員）

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置くことができる。

一部改正〔令和6年門真市条例29号〕

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。

区分	開館時間
門真市立北島図書館（参考資料室を除く。）	午前10時から午後7時まで
門真市立古川橋図書館	午前9時から午後9時まで
備考 参考資料室の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。	

一部改正〔令和6年門真市条例29号・7年24号〕

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
門真市立北島図書館（参考資料室を除く。）	(1) 木曜日 (2) 毎月第4金曜日 (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日 ((1)に掲げる日を除く。) (4) 特別整理期間
門真市立古川橋図書館	(1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の休日でない直近の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ((1)に掲げる日を除く。)
備考 参考資料室の休館日は、次に掲げるとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 毎月第4金曜日 (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ((1)及び(2)に掲げる日を除く。) (5) 特別整理期間	

一部改正〔令和6年門真市条例29号・7年24号〕

(損害賠償)

第7条 利用者が図書等又は図書館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、利用者は、現物又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和7年門真市条例20号〕

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月27日門真市条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。

(門真市立門真市民プラザ条例の一部改正)

2 門真市立門真市民プラザ条例（平成24年門真市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
(構成施設) 第2条 プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>構成施設の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>～ 略</td><td rowspan="3">略</td></tr><tr><td>門真市立北島図書館</td></tr><tr><td>～ 略</td></tr></table> (指定管理者による管理) 第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法	構成施設の名称	位置	～ 略	略	門真市立北島図書館	～ 略	(構成施設) 第2条 プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>構成施設の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>～ 略</td><td rowspan="3">略</td></tr><tr><td>門真市立図書館門真市民プラザ分館</td></tr><tr><td>～ 略</td></tr></table> (指定管理者による管理) 第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法	構成施設の名称	位置	～ 略	略	門真市立図書館門真市民プラザ分館	～ 略
構成施設の名称	位置												
～ 略	略												
門真市立北島図書館													
～ 略													
構成施設の名称	位置												
～ 略	略												
門真市立図書館門真市民プラザ分館													
～ 略													

人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立北島図書館、門真市立市民公益活動支援センター及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。 （門真市立北島図書館） 第34条 門真市立北島図書館については、門真市立図書館条例（令和2年門真市条例第1号）の定めるところによる。	人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立図書館門真市民プラザ分館、門真市立市民公益活動支援センター及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。 （門真市立図書館門真市民プラザ分館） 第34条 門真市立図書館門真市民プラザ分館については、門真市立図書館条例（昭和51年門真市条例第34号）の定めるところによる。
--	---

（門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正）

3 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成28年門真市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。） 第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。 （1） 門真市立図書館、門真市立公民館、門真市立歴史資料館、門真市立青少年活動センター及び門真市立生涯学習センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。） 第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。 （1） 門真市立図書館（分館を含む。）、門真市立公民館、門真市立歴史資料館、門真市立青少年活動センター及び門真市立生涯学習センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び

のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。 (2)～(3) 略	第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。 (2)～(3) 略
---	---

附 則（令和 7 年 6 月 25 日門真市条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 附則第 7 項の規定 令和 8 年 3 月 1 日

附 則（令和 7 年 6 月 25 日門真市条例第24号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。（令和 8 年 2 月門真市規則第 5 号で、同 8 年 5 月 13 日から施行）